

# 会津若松市消費生活センター

## 消費者被害防止キャラクター

「起き上がりこ防止くん」が誕生しました★

誕生日

5月30日

(消費者の日※1)

くちぐせ

『188泣き寝入り!』

(消費者ホットライン※2)

『だまされないで』



好きな言葉

クーリング・オフ※3

趣味

被害を防止すること

卑怯な振る舞いが大嫌い!

正義感の強い男の子「起き上がりこ防止くん」です。

よろしくお願ひします!

※1 1968年(昭和43年)5月30日に、消費者の利益の擁護を図り、国民の生活の安定と向上を目的として「消費者保護基本法」(「消費者基本法」の前身)が公布・施行された。その10周年を記念して、1978年(昭和53年)に経済企画庁(現・内閣府)がこの日を「消費者の日」に制定した。

※2 全国共通の電話番号で、地方公共団体が設置している身近な消費生活相談窓口へつながる。

※3 訪問販売等の特定の取引で指定商品を購入したり指定役務の提供契約をした場合、契約した日を含めて8日以内に、販売会社と信販会社(クレジット会社)に書面で通知すれば、無条件で解約できる制度(マルチ商法・内職商法の場合は20日間)